

平成24年（行ウ）第369号 法人文書不開示処分取消請求事件

原告 レペタ・ローレンス

被告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

求釈明書

2012年9月3日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 古 本 晴 英



同 弁護士 柳 原 敏 夫



同 弁護士 神 山 美 智 子



同 弁護士 船 江 理 佳



原告は、次の通り、釈明を求める。これに対する被告の応答を踏まえて、速やかに、請求原因の「2 不開示処分の違法性」について全面的に主張する予定である。

原告は、甲1の通り、2007年の開示請求において、被告が1998年から開始した「ディフェンシン遺伝子を導入した組み換えイネ系統の屋内栽培実験」及び2005年及び2006年に実施した「カラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複

合耐病性イネ系統の隔離圃場栽培実験」に関する研究（以下、前者を本屋内栽培実験、後者を本隔離圃場栽培実験、両者を総称して本研究プロジェクトという）について、実験の生データを記録したすべての書類等の開示を求めたものであるが、

1、《実験データそのものは機構に帰属する》ことの法律的意义

被告の決定書（甲4）29枚目③によれば、《実験データそのものは機構に帰属する》とされている。一般に、有体物、無体物を問わず或る客体の権利が特定の者に帰属するという場合、その者がその客体に対して支配権能を有することを意味する。他方、法人は法により創設された権利主体であり、法人の事務執行は必ず理事その他の職員という特定の人によって行われる。そこで、本研究プロジェクトにおいて、《実験データそのものは機構（という法人）に帰属する》というのはいかなることを意味するのか、法律的に厳密に明らかにされたい。

2、《実験データそのものは機構に帰属する》ことの具体的な意味

被告は、本研究プロジェクトの成果を踏まえて、2001年9月18日、「複合病害抵抗性を示す形質転換植物」という名称で特許出願したが（出願番号 特願2001-283117）、提出した出願書類（甲5）や実験成績証明書（甲6～7）作成にあたっては、当然、本研究プロジェクトの実験の生データを参照して作成した筈である。また、2005年から2007年にかけて、本研究プロジェクトの成果を学会機関誌「化学と生物」に論文を掲載し、日本育種学会で発表した。これら論文・報告（甲8～10）作成にあたっては、本研究プロジェクトの実験の生データを参照して作成した筈である。

この場合、被告は、実験の生データをどのように参照して以上の書面を作成

したのか、その作成経緯を具体的に明らかにされたい。

3、実験データをまとめた報告のやり方

被告の決定書（甲4）28枚目①によれば、《研究を行う場合、チーム長から各研究員に対し、研究課題について包括的な指示が行われ、各研究員は、それに従い実験等を行うが、そこで得られたデータは、各研究員が管理している。また、各研究員は、チーム長に対して、実験結果の生のデータではなく、ある程度まとめた上で実験の状況などを報告している》とされている。本研究プロジェクトにおいて、各研究員からチーム長に対してなされる「実験結果の生のデータではなく、ある程度まとめた上で実験の状況など」の報告とは口頭でおこなわれたものか、明らかにされたい。

以上